

第4回沖縄県教育委員会会議（臨時会）

1 日時 平成24年3月6日 10時30分～12時20分

2 場所 教育庁第一会議室

3 出席者

委員	安次嶺 委員 (委員長)	(欠席委員)
	中野 委員	
	新垣 委員	
安里 委員		
宮城 委員		
大城 委員 (教育長)		
教育 庁	統括監等	教育管理統括監、教育指導統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長、財務課長、施設課長、福利課長、 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課長
	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班班長、同班主査、 県立学校教育課人事管理監、義務教育課人事管理監

4 傍聴した者

記者2人 / その他0人

平成24年第4回県教育委員会会議（臨時会）

（開会10:30）

委員長	ただ今から平成24年第4回県教育委員会会議・臨時会を開催します。 はじめに会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に第3回会議録の承認を行います。宮城委員をお願いします。
宮城委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、中野委員をお願いします。
中野委員	はい。
委員長	次に教育長報告をお願いします。
教育長	本日は教育長報告はございません。
委員長	それでは、議事に入ります。本日は議案が10件となっております。なお、議案第8号から第10号は人事案件となっておりますので非公開としたいと思いますよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 それでは、議案第1号の説明をお願いします。
総務課長	（議案第1号の説明） ・沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について
委員長	福利課に学校におけるメンタル対策及び生活習慣病に対応するため保健師を置く、ということで保健師が福利課に常駐するとあるが、対象はどうなるか。子ども達は対象ではないのか。
総務課長	教職員と事務局員が対象です。子ども達は保健体育課で対応します。教職員は休職、休暇が多いのでその対策をしようということです。
委員長	子ども達をしっかりと指導するためには、教職員が実践しないといけない。大事なことだと思う。 他にございませんか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第2号の説明をお願いします。
総務課長	（議案第2号の説明） ・職員服務規程の一部を改正する訓令について

中野委員	カードでの勤務管理は便利な部分があるとは思いますが、先行して導入している知事部局の例でメリット・デメリットはどのようなものがあるのか。今問題が発生しているのはどんな点か。
総務課長	例えば職員が10時、11時に帰宅しても、管理職がその前に帰宅していれば、職員が何時に帰ったのかわかりません。現状の出勤簿管理ではその把握が難しく、前日に何時まで残っていたか聞くこともなかなかできませんが、このシステムでは、翌朝、前日の退勤時間がわかりますので、業務の把握もでき、業務平準化の努力や体調管理の相談、メンタルヘルスもできるようになるメリットがあります。
安里委員	きちんとやれば、業務の効率化もでき、説明のような管理体制も構築できると思う。身分証明書を兼ねるので経費削減に繋がってよいと思うが、不正防止策は十分にするように注意した方がよいと思う。
総務課長	はい、このカードは電磁記録で中にいろんな情報を記録しますが、知覚によって認識することはできません。見えるのは名前だけです。一人一枚で、みな首からぶら下げますのでなくすことはないと思います。
新垣委員	今までは名札で、我々の年齢になると字が小さくて見えないことがあったが、首から下げていけば教育委員会の職員だとわかる。
委員長	確かに管理者による健康管理の問題があると思う。しかし、仕事が多すぎて、いつも指導されているが片付かず、どうしても仕事をしたいので、早めに降りてカードで退勤処理をしてから戻って仕事をするということもありうるのではないか。カードだけで管理できるとは限らない。
総務課長	そこまでの職員いるかはわかりませんが、そういう可能性はあります。しかし、課長が職員の業務量を確認するしくみは大事です。いつも超勤状態の職員がいれば、なぜこんなに超勤するのか相談もできますし、そこから平準化や効率化、簡素化も図れると考えています。
委員長	しっかりやればよい健康管理ができ、仕事も合理的になると思う。 他にございませんか。 (しばし間があり) では、このとおりに決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおりに決定します。 次に、議案第3号の説明をお願いします。
総務課長	(議案第3号の説明) ・沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令について
委員長	御質疑ございますか。 (しばし間があり)

	では、このとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第4号の説明をお願いします。
福利課長	(議案第4号の説明) ・沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について
委員長	御質疑ございますか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、議案第5号の説明をお願いします。
県立課長	(議案第5号の説明) ・沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
委員長	御質疑ございますか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 議案第6号から第7号は関連しますので、一括して説明をお願いします。
学振課長	(議案第6号の説明) ・沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (議案第7号の説明) ・教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令について
中野委員	平成22年度から指定管理者を導入しているが、糸満・石川・玉城等で大きな課題があったかどうか。もしあれば検証する時期ではないか。
学振課長	名護・糸満は24年度で一巡して25年度から第2期目に入ります。指定管理には、1つ目に財政効果、2つ目に民間のノウハウを生かすという2つの目的があり、両方の効果が出ていると認識しています。県内の37～38施設の中でも教育施設関係はよい方向で進んでいるのではないかと思います。しかし、教育施設に従事する人材育成に時間がかかるため、九州各県のほとんどの施設が指定期間を5年としています。毎月の定例会議では、期間が短い、初期投資の効果が現れるのは3年ではないという声が聞かれます。それについては、議会でも、3年間の実績を見てしかるべき対策をとりたいとして、5年とする方向で整理を進めています。それが大きな課題です。その他に安定的な歳入確保の問題があり、九州各県の事例を研究している過程です。
中野委員	財政的なことがあると思うが、本当に施設が子ども達の教育のために生かされているのか、質は落ちてないかが一番気になる。
学振課長	指定管理者が持つ人的ネットワークをうまく絡ませて運営している状況か

	<p>ら見ますとうまくいっていると思いますが、3年間という期間的な制約と収入が若干厳しいという印象を持っています。利用状況は毎年微増している状況ですので、大丈夫だと認識しております。毎月の定例的な協議会で問題課題の抽出や対応策の検討をしており、大きな瑕疵はないと認識しています。</p>
教育長	<p>当該施設を視察する機会があり、所長を含めた関係者から御意見をいただきましたが、社会教育施設としての本来の意義等を踏まえて、しっかりと対応している印象を受けました。</p>
委員長	<p>他にございませんか。 (しばし間があり) では、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>このとおり決定します。 休憩します。 (以下は非公開部分のため省略します)</p>